

木造住宅の耐震改修工事費用を補助します

市は、木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事費の一部を補助します。

対象者

- ①市町村税の滞納がない人
- ②本補助金を受けたことがない人

対象住宅

市内にある木造住宅で、次の全ての要件に該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ②地階を除く階数が2以下であるもの
- ③耐震診断を行った結果、上部構造評点が1未満のもの
- ④建築基準法および関係法令の規定に違反していないもの

対象工事費

耐震改修工事のうち、補助対象住宅における住宅の用に供する部分の耐震改修工事費用

補助金額

- | |
|--|
| 60万円を上限に、次のうちいずれか低い金額 |
| ①対象工事費の50% |
| ②対象工事の延べ床面積に、1m ² 当たり32,600円を乗じた額の50% |

申込方法

工事の契約前に市と協議を行つた後、必要書類を提出し、申込み予算の範囲内で補助を行うため、事前にご相談ください

※詳細は市ホームページをご覧ください

耐震診断についてのご相談

福岡県建築住宅センター

住宅相談コーナー

☎ 092・725・0876

ホームページ
<http://www.fkjc.or.jp/index.html>

市民提案型協働事業を募集します

市では、新たな公的サービスの担い手として期待される団体(NPO法人やボランティア団体、市民活動団体など)が持つノウハウや専門性を生かした協働事業を推進するため、「市民提案型協働事業」を募集します。

申請方法

必要書類(企画提案書、事業計画書および收支予算書、構成員名簿など)を持参または郵送

※様式は、市ホームページからダウンロードできます

募集締切 5月30日(月)必着

補助対象団体

5人以上の市民が構成員として所属し、活動実績が1年以上ある団体

補助対象事業 市民活動団体などが行う公益性の高い事業で、次の要件を全て満たすもの

- ・地域課題の解決につながると認められる事業
- ・行政と協働して実施することが妥当であると認められる事業
- ・市民活動団体などの特性や専門性を生かした事業

申請方法

必要書類(企画提案書、事業計画書および收支予算書、構成員名簿など)を持参または郵送

※詳細については、お問い合わせください

申問 協働推進課
コミュニティ推進係
(本館2階)
☎ 72-2111内線252

年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します

申問 福祉課地域福祉係(東別館1階) ☎ 72-2111内線445

賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げのため、低所得の高齢者などを対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。給付の対象となる可能性がある人には、5月上旬に申請書を送付しますので、申請手続を行ってください。なお、審査の結果支給できない場合もあります。

対象者 平成27年1月1日時点で小郡市に住民票がある人で、次の全ての要件を満たす人

- ・平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)
- ・平成27年度市民税(均等割)が課税されていない人
- ・平成27年度市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族等でない人(税の申告上)
- ・生活保護の受給者でない人

支給額 対象者1人につき30,000円

申請期間 5月9日(月)～8月10日(水)

※期間内に申請がない場合(書類の不備を含む)、受け付けできませんのでご注意ください

申請方法 ①申請書②本人確認書類(運転免許証、健康保険証の写しなど)③預金通帳またはキャッシュカードの写しを郵送で提出(申請書送付の際に、返信用封筒を同封します)※持参も可

※平成27年1月1日時点で小郡市に住民登録がない人は、同日に住民登録がある市町村へ申請してください

※配偶者からの暴力を理由に避難している人で、小郡市へ住民票を移すことができない場合でも、一定の要件を満たす場合は小郡市での申請が可能ですので、ご相談ください

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

- ◆市や国が、給付金支給のためにATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません
- ◆市や国が、給付金の支給のために、手数料などの振込みを求めるはありません

4月から、児童扶養手当額が改定されます

児童扶養手当の支給額は、物価水準に基づき毎年見直されています。

平成28年4月分(平成28年8月支給分)から、以下のとおり改定されます。

◆児童扶養手当月額(児童1人の場合)

	平成27年度	平成28年度
全部支給	42,000円	42,330円(+330円)
一部支給	9,910円～41,990円	9,990円(+80円)～42,320円(+330円)

※児童が2人の場合は5,000円が加算、3人以上の場合は、3人目以降各3,000円が加算されます

◇児童扶養手当とは?

18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭などに対し、生活の安定と自立の促進のために支給される手当です